**SCならわ 入団申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 入団者氏名 |  |
| 国籍 |  | SCならわに在籍しているご兄弟の学年と名前 | （学年（学年 |  | 名前名前 |  | ）） |
| 生年月日 | 年 月 日（西暦でご記入ください） | 性別 | 男 ・ 女 |
| 住所 | 〒 |
| 連絡先 | TEL |
| email | 携帯 ： ＠PC ： ＠ |
| 緊急連絡先 | TEL 携帯・勤務先（会社名） |
| 学校・学年 | 小学校／幼稚園・保育園 | 年 |  |  |  |
| 身長・体重 | 身長 cm 体重 | kg |  |  |  |
| 病歴・持病 |  |
| 保護者から |  |
| 私（保護者）は、入団者（子ども）に責任を持ち下記の事項を誓約して入団を申し込みます。令和保護者氏名SCならわ 殿 | 年 |  | 月 | 日印 |
|  |

誓約事項

１．この少年団の活動主旨を了承して活動に参加させます。

２．この少年団育成のため協力し、一部役割を分担します。

３．活動中の事故のついては、指導者・引率者にその責任を負わせません。

以上

SC ならわ 会費体系

2022 年 5 月 19 日時点

・入団月によって初年度年会費は月割料金になります。

・兄弟姉妹が在籍している場合、2 人目以降の年会費は半額になります。

※注意 年会費は理由を問わず返還は致しません。

・兄弟姉妹が在籍している場合、2 人目以降の参加費は上限 2,000 円／月になります。

・当番を立候補して頂ける方 毎回先着 2 名まで当日の参加費を無料に致します。

【未就学児】 【未就学児（未入団）】

・年会費 6,000 円 ・年会費 ０円

・参加費 平日練習 0 円／回 ・参加費 平日練習 500 円／回

土日祝 0 円／回 土日祝 500 円／回

・スポーツ保険 1,000 円／年度 ・スポーツ保険はご自身でご用意ください。

【小学生】 【小学生（未入団）】

・年会費 12,000 円 ・年会費 ０円

・参加費 平日練習 0 円／回 ・参加費 平日練習 500 円／回

土日祝 500 円／回 土日祝 1,000 円／回

（上限 3,000 円／月） （上限なし／月）

・スポーツ保険 1,000 円／年度 ・スポーツ保険はご自身でご用意ください。

【遠征・合宿】

・別途費用が必要な場合は、都度連絡いたします。

【ユニフォーム代】

・購入すると、￥9,900 円かかります。

・試合毎に、無料貸出制度の導入を検討しています。

※6 月中には決定し、ご連絡いたします。

SC ならわ 会則規約

第１条 【名称及び所在地】

本クラブは「SC ならわ」と称する。

事務局は千葉県袖ケ浦市袖ケ浦駅前２－４０－４に設置する第２条 【目的】

本クラブは、スポーツを通して児童の健康と精神面での向上を目的とする。目的達成のため次のことを、クラブ・会員及びその保護者が共通理解したうえで、本クラブは事業を企画し行う。

（１） 年代ごとに必要なサッカーの技術の習得及び戦術への理解を深める。

（２） 競争に対して常に真摯な態度で向き合い行動する。

（３） 団体行動の意義を理解したうえで、自己の表現に努める。

（４） スポーツに関わるものとして、規則正しい生活に努め、健康管理を各自行う。

（５） 学業が人生を豊かにするものととらえ、それを日々の日課とする。

（６） 自国及び他国の文化への理解と尊重。

（７） 常に夢・目標・目的をもって行動をする。第３条 【入団資格】

本クラブの趣旨に賛同し、この規約を厳守する者で、本クラブが入団に適すると認めた者とする。第４条 【会費】

(１)年会費 ４月１日から３月３１日までを年度とし、別に定める年会費を年度更新時に納入しなければならない。

(２)参加費 別に定める参加費を、参加した際にその都度納入しなければならない。(上限あり)

(３)その他 遠征・合宿費、クラブ指定の物品購入代金等の実費が必要になる。一旦納入した上記のものは、理由の如何に問わず返金をしない。尚、年会費・参加費は入団説明会及び年度更新前に、臨時会費・その他についてはその都度、クラブより案内される。

第５条 【退会及び移籍】

退会する者は、退会したい月の前月末までにクラブに申し出なければならない。 移籍する場合も同じように、クラブに申し出なければならない。 尚、SC ならわの会員時に、他団体からのスカウト行為があった場合、 交渉前にその団体名をクラブに伝えなければならない。会員の意思で他団体の入団テスト等を受講する際も同じとする。クラブとしてプロテクトは行わないが、移籍やチャレンジを円滑に行えるようにするためである。

第６条 【休会】

休会はクラブに申し出ることとする。第４条に記載しているように年会費は返還しない。

第７条 【除名】

会員及びその保護者が、次の事項に該当する場合、除名することができる。

（１） 本規約に違反したとき。

（２） 本クラブの名誉と品格を著しく損なう行動や言動があった場合。

（３） 本クラブ内で共有する情報、及び個人情報等を漏洩した場合。

（４） 会費の滞納及び納入の意思がないとみなしたとき。第８条 【保険】

会員は、「スポーツ保険」に加入する。手続きは本クラブが行い、加入料は別途請求する。クラブ活動中及び移動に際する事故等に対しての補償は加入する保険約定の通りとする。事故等があった場合、クラブ及びその関係者は一切の責任を負わないものとする。

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク <http://stgp.jp/js/>

第９条 【免責事項】

会員は、本クラブにおける盗難、傷害、その他の事故について本クラブに対して何ら賠償請求をすることができない。

第１０条 【個人情報】

会員の個人情報は、運営及びクラブ発展のため必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ 活動中に記録された撮影物等に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとし、本クラブは広報活動等に使用することができる。

第１１条 【規約改正】 本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

附則この規約は、2022 年 4 月 1 日から施行する。第１２条 【その他】

上記項目に不都合が生じた場合はその都度検討し改訂していくクラブ運営上の注意

（１）練習場・試合会場等への移動は、基本的に本人または保護者の責任で移動する

（自転車・公共交通機関・保護者の車等で移動）

（２）保護者の車等で乗合う場合は、過失責任上保護者全員の了解を得ること

（基本的には指導者の車への同乗は控える）

(３) 個人による行き帰りの事故、駐車場での事故等について、クラブは責任を負わない